

佐久間寛著

『ガーロコイレ——ニジェール西部農村社会をめぐるモラルと叛乱の民族誌——』

平凡社 2013年 443ページ

さ がわ とおる
佐 川 徹

I

本書は著者が2013年に東京外国語大学へ提出した博士論文にもとづいている。舞台となるのは、ニジェール西部に位置するガーロコイレと呼ばれる行政村である。村は5つの集落から構成されているが、その西端の集落に暮らす住民の一部は異なる行政村に属している。1996年にガーロコイレ村から分裂するかたちで、彼らが新たな行政村サーバ・テーラ村を創設したからである。著者はその約10年後、2004年から07年にかけてガーロコイレ村で実地調査を実施した。本書の目的は、ニジェール川周辺地域の「歴史が縮図のようにあらわれた出来事」(92ページ)であるこの分裂が生じた過程を解明することである。農村内部の社会的葛藤を取り扱った人類学的著作は少なくないが、本書の独自性は対象を自然村ではなく行政村に置いた点にある。行政村とは国家との関係を内包した政治単位である。そのため、ガーロコイレ村が分裂した経緯をたどることは、必然的に社会的な論理と国家的な論理の葛藤、そしてそこから引き起こされる社会内部の葛藤という、「二重の葛藤」(19ページ)を検討することにつながる。

著者は、「すべての社会はたえざる生成の中に現れる」(92ページ)という動態社会学の視座から行政村分裂の実態に接近するが、記述の重点は出来事の細部を再構成することではなく、分裂の過程で表出した住民のモラルを照らしだすことに置かれる。

『アジア経済』LV-4 (2014.12)

モラルとは「集団の同一性をめぐる想像力の運動」(379ページ)であるとともに、「同一化されざる他者をめぐる排除の想像力」(96ページ)でもある。この二価性を帯びた想像力が個を超えた集合心性として作用し、住民の情動が喚起された結果として生じたのが村の分裂と新村の創設であった。本書は出来事の只中で表出していた情動の痕跡を捉えるために、住民が外部世界から訪れた著者に何を語り、また何を語らなかったのかに徹底してこだわりながら分析を進める。

II

本書の構成は以下のとおりである。

第I部 言説

第1章 種族

第2章 首長国

第3章 協同組合

第II部 親族

第4章 「出自」原理

第5章 実相

第6章 「先着」原理

第III部 首長

第7章 植民地期

第8章 軍政期

第9章 連続と断絶

第IV部 土地

第10章 灌漑農地外の状況

第11章 灌漑農地外の制度

第12章 灌漑農地内の制度

第V部 叛乱

第13章 経緯

第14章 結末

第15章 事後

用意周到な構成と精緻な言説分析、洗練された文体から成る本書の要約は困難であるが、以下では村の分裂に関与した主要な3者、つまり首長、生産互助体 (Groupement Mutualiste de Production: GMP) の代表、彼らに反旗を翻した叛乱者に着目して、本書の内容をまとめてみよう。

首長は、フランス植民地期に設置され、現在は県の下位の行政単位であるカントンと村を統括する国

家の行政職である。本書で焦点を当てられるのは村の首長である。ニジェール西部のソングイ系社会には、植民地期以前から首長国と呼びうる集権化した統治機構が存在したが、著者はオリヴィエ・ド・サルダンの研究に依拠しながら、植民地化以前と以後の首長制に史的断絶があったことを強調する。つまり、それまで自律的な一個の政治体であった首長国は、19世紀末以降に植民地帝国という全体システムの一部として包摂され、首長の支配対象は人から土地へと転換した。植民地政府は、首長から軍事力を剥奪する一方で、「慣習法」の執行者として領土内の土地を領有・私有化する権限を首長に与えたからである。

首長は、国家から授けられた権限のみによってその地位を保持してきたわけではない。首長職は、特定の父系親族をとおして世襲される終身職として、住民から社会的正統性を付与された地位でもある。著者は、住民が首長の権威を承認する背景に「足の原理」が作用してきたと指摘する。「足の原理」とは、西アフリカの多くの社会に共通してみられる、後着者に対する先着者の政治的、儀礼的優越を規範化する原理である。首長の正統性は、先着者たる首長の一族が後着者たるよそ者を客人として歓待し土地を惜しみなく与えてきた、という理念化された表象によって確保されている。

もっとも、首長が所有する土地面積の割合は歴史的に減少してきた。著者の調査時には、首長一族以外の親族集団に加えて、元来は土地を所有しえなかったはずの奴隷の多くが土地所有者となっていたし、首長一族が他村の住民から土地の貸与を受けている事例も多くあった。その一方で、21世紀初頭においても首長は土地係争の仲介者などとして、村の土地運用に一定の影響力を保持していたこともたしかである。

ニジェール政府は、国民経済の停滞が深刻化した1970年代末から、高い農業生産性を誇るニジェール川流域で大規模な稲作灌漑農地の整備を進めた。この開発政策が地域に新たな権威を生みだす。村の分裂に重要な役割を果たした第2の存在、GMPの代表である。ガーロコイレ村が位置するデーサ・カントンでは、1991年に農場が稼働する。土地は国家により強制的に国有化され、その管理主体として協同組合が、さらにその下位組織としてGMPが形

成された。GMPは各畦畔区で耕作する組合員から構成され、10人の代表が3年ごとに選出される。

協同組合制度の創設は、植民地化による首長制の変容に並ぶ史的断絶を地域にもたらしたという。それは、GMPの組織原理が以下の3点で画期的なものだったからである。1点目は代表の選出基準である。代表に選ばれるのは、灌漑設備を適切に管理し、水の配分をめぐる組合員間の対立を調停する能力を有した人物、いわば「水の原理」に通じた人物である。これは、ニジェール西部農村の主要な組織原理であった親族原理（「腹の原理」）や先着者優越の原理（「足の原理」）とは異質な選出基準である。2点目は代表が土地を分配する対象である。外部からの移住者へも土地を開放してきた首長に対して、GMPはその組合員に限定して土地を分けあたえる。GMPは、この地域に歴史上初めて生まれた排他的な土地所有集団なのである。3点目は代表が行使する権威の質である。代表は不適切な行動をとった組合員に畦畔区の没収を含む制裁を科すことができる。制裁を実行する場合、代表は「灌漑農地という非人称のシステムの部分」（293ページ）として、集団的かつ匿名的に権力を行使する。これは首長など貸し手の「顔」が見える灌漑農地外の貸し手-借り手関係に比べて、制裁回避の対策を講じにくいという点で借り手により強い恐怖と猜疑をもたらす関係のあり方であると著者は述べる。

村の分裂に関与した第3の存在は、地域の土地管理に中心的な役割を果たしてきたこの2つの権威に反旗を翻し、新村を創設した叛乱者である。彼らには、いくつかの出来事を経て結集した首長に反感を抱く住民たち、という以外に共通した属性はなく、その細かな構成は著者にとっても不明瞭なままにとどまったという。新村創設にいたる前段階で起きた重要な出来事は「強制移住騒動」である。ガーロコイレ村の住民の多くは隣接するココル・カントンにも農地を有していたが、1986年にそのカントン長が居住地と住民登録地の一致を住民に求めた。その結果、首長による行政に不満を抱いていた住民の一部はココル・カントンへ住民登録を移した。ただし、彼らはこの時点では既存の行政村の一員となっただけで、新しい行政村をつくりだしたわけではなかった。

新村創設の直接的なきっかけとなったのは1995

年の「代表解任騒動」である。騒動は、GMP代表が6つの畦畔区を没収して身内への再分配を試みたことに始まる。これに対してコル・カントンに住民登録を移した者を含む一部の組合員が異議を唱え、「司令官」と呼ばれる上位の役職者の介入により双方の側に畦畔区が分与された。さらに代表の任期満了にともない、代表に異議を唱えた側の意向通りに7人の代表職者が交代した。元来土地を与えられる側である組合員が、与える側である代表から土地を奪取し、また代表の構成員を代えることに成功したという点で、これは「叛乱者」による「クーデタ」と呼ぶにふさわしい出来事だったという。

だが、騒動はそれだけでは終わらなかった。叛乱者は、灌漑農地外の土地所有状況に応じて内部分裂を経ながらも、1996年に新たな行政村を創設したからである。強制移住騒動から十年を経たこの時期になぜそのような選択をしたのか。著者によれば、それは彼らが畦畔区の没収と再分配にガーロコイレ村の首長が荷担していたことをみてとったからである。ソングイ系社会には、「他者に負うことなくして土地は得られない」(380ページ)という所有にまつわるモラルが存在する。土地の貸し手は、借り手である住民に土地の返還を要求することができる。土地をもたない借り手は、貸与を受けたときからどれほどの時を経ようとも、生活に不可欠な土地を奪われる可能性に怯えつづけてきた。それに対して、首長は近い親族関係にある代表と結託することで、このモラルに反して「他者に負うことなく」土地を得ようとした。叛乱者はこの首長に対して「赦さない」という暴力の情動を抱いたのである。だが終身職である首長は代表のように交代させることはできない。そこで彼らは、新たな行政村サーバ・テラ村を設けて「わたしたちの」首長を選出したのである。

植民地化にともない「伝統的権威」が改変、創造されたこと、独立後にもその制度の基本的枠組みは維持され冷戦終結の前後から「伝統的権威」の権限強化が図られたこと、国家主導の大規模開発により新たな地域権威が創出され社会に新たな葛藤をもたらしたこと、人口増加による土地豊富社会から土地稀少社会への転換にともない土地をめぐる対立が激化していることは、いずれも多くのサハラ以南アフリカ諸国に共通する歴史動態である。本書は、土地

所有をめぐる社会関係に焦点を合わせることで現代アフリカの国家・社会関係の一端を浮き彫りした著作として、まずは位置づけることができよう。

ただし本書は、一般的な意味での民族誌的内容に還元することのできない内容をあわせもっている。なぜなら本書の記述を貫く問いとは、なぜ住民は上にまとめたような行政村分裂の「真相」を著者に語ろうとせずむしろ秘匿したのか、という問いだからである。住民は騒動や叛乱の主要原因であったはずの土地問題について積極的に話すことはなかった。また、代表解任騒動と行政村分裂との連関を自発的に語った住民は1人だけ、それも著者が2年半の調査生活を終える1カ月前の時期にであった。そのような語り突如として直面した著者は、「それなりに親密な関係を築いてきたはずの人のびとに、自分は欺かれていたのではないかという疑念」(308ページ)を抱くことになる。本書は、この疑念を払拭したいという著者の「私的な動機」(309ページ)に依拠して構成された執筆物という性格を色濃く有している。

実際、本書では詳細なテキスト分析に加えて、実地調査時に話を聞きにいった経緯や語り手の社会的地位、発話がなされた場の状況から会話が展開したきっかけにいたるまでを詳細に描きながら、著者と対峙した際に語り手が「なぜ語らなかったのか」についてねばりづよく検討を重ねる。そのような作業の結果、著者はみずからが、国家を体現し土地係争の調停者などとして住民から土地を剥奪する権力を有した「白人／司令官」と同一視されていた可能性に思いいたる。植民地化以来、外部世界から訪れる「白人／司令官」による「紙」をとおした暴力を経験してきた住民は、野帳という「紙」を手に土地に関する調査を進める研究者を、自分たちから土地を奪いかねない危険な存在として位置づけた。彼らが一連の騒動を土地に関する問題と切り離して語ったのは、生活の基盤である土地を守るための身構えを著者に対して取っていたからなのである。

多くの人類学者にとって、「ある事象がなぜ語られなかったのか」という問いは、積極的には分析の俎上に載せたくない問いであろう。「住民と適切な関係を築けていなかったからではないか」、「住民にとってはあまりに当たり前すぎるからわざわざ語らなかったのではないか」といった批判がすぐに耳に

届いてきそうだからである。結果として、対象地域の全体像を描くことを目指しているはずの民族誌は、「語られたこと」の開示にばかり紙幅を割き、「語られなかったこと」の背後に控える広大な領野を隠蔽する。それに対して著者は、「語られなかった」理由を真摯に問いながら思索を展開することで、調査者の存在を媒体として住民のモラルと情動が次第に解き明かされていくスリリングな読み物を生みだした。本書は、人類学的方法論的核心たるフィールドワークをめぐる、原理的でありながらも主題化することが避けられてきた問題を誠実に探究した稀有な民族誌でもあるのだ。

III

本書の「あとがき」によれば、著者が帰国直後に構想した民族誌の内容は、婚姻関係や結婚式を主題としたものであり、行政村の分裂は「論の枝葉」(415ページ)にすぎなかったという。その「論の枝葉」が中心的議題に据えられた本書を読みおえた評者は、収集してきた膨大なデータと向きあうことで新たに探究すべき問いを見出し、これほどまでに密度の濃い民族誌を書き上げた著者の力量に、まずはただ圧倒されてしまった。このような感想を抱いた、あるいは抱くことになるのは評者だけではあるまい。そのことのひとつの証左として、本書は第26回アフリカ学会研究奨励賞と第35回発展途上国研究奨励賞を受賞している。

このように本書の完成度の高さには目を見張る思いであるが、評者の務めとしていくつかの疑問点も提示しておこう。最初に、「語られなかった」理由の分析に関して1点指摘しておきたい。アフリカ農村部で長期の実地調査をおこなった者ならだれもが経験しているように、調査者は調査地でまずは出自不明の「白人」として位置づけられるが、生活を続けるなかで「白人であり、～集落の住民であり、～親族集団の身内であり、～の友人であり……」という多様な属性が付与されていく。著者は、「おそらくわたしは、つねに司令官と同一視されていたわけではない」(366ページ)と記しながらも、「真相」が「語られなかった」理由を考察する際には、生活のなかで培っていたはずの具体的な人間関係は背景に退け、「住民」と「白人／司令官」という二項対

立の一方に自己の存在を割りふって議論を進める。

もちろん、著者と過去に同地を訪れた「白人／司令官」との間には多くの共通点があったのだろう。しかし、「調査される側」である住民は「調査する側」のより日常的な生態、つまり彼がどこに住み、なにを食べ、だれと頻繁に場をともにし、祭りの場でどのようにふるまい……といった内容を2年半という長期にわたって観察することで、両者の間に広がる根源的な違いも読みとっていたのではないだろうか。そのように想像したとき、「語られなかった」理由を、「住民」と「白人／司令官」という歴史的に構造化された対立の必然的な帰結として読み解くのではなく、各語り手と著者との個別的な関係の力学を緻密に探ることで別様に説明できる可能性はなかったのか、という疑問が浮かんでくるのである。

より一般的な民族誌の内容に関しても1点記そう。本書の主題である叛乱に関する基本的な内容、たとえば代表解任騒動が発生したGMPの組合員数やその中で「クーデタ」に加わった人数、代表解任騒動時に代表に就いていた10人の構成員や騒動に介入した「司令官」の実態、そして叛乱者を新村の創設に促した根本要因とされる「首長による代表への負担」の具体的なあり方などが、最終的に同定、ないし記述されないままにとどまっている点はやはり気になった。もちろん、著者は多くの事象が「なぜ語られなかったのか」を問うているのだから、「語られえたこと」がもう少し少なかったのかと求める評者の指摘は、論点のずれたものである。それでもあえて疑問を呈したのは、本書のもとになった長期調査からの帰国後に、短期間ではあれ補足調査を実施して、行政村分裂により焦点を絞った調査をおこなっていた場合、あるいは、本書にはほとんど登場しないものの、騒動や叛乱の推移をある程度の距離を取りながらしっかり観察していたと推察される女性の声を丹念に拾う調査をしていた場合、「語られなかった」内容が「語られる」可能性があったのかどうかを、著者に尋ねてみたかったからである。

以上、評者の義務として本書の記述と分析に関して気になった点を記したが、これらの指摘は本書の価値をいささかも減じるものではない。評者がこれまでに繙いた民族誌のなかで、本書ほどに「つぎの展開はどうなるのか」という知的昂揚感をもたらし

てくれた著作は数えるほどしかない。書評では、通読することで初めて得られるそのような昂揚感を伝えることはむずかしい。一人でも多くの方に本書を

手に取っていただけることを願いながら、本評を閉じたい。

(慶應義塾大学文学部助教)